

第3回四万十町水道料金適正化検討委員会議事要旨

- 1 日 時 令和元年5月31日(金) 13:30~14:30
- 2 場 所 四万十町役場東庁舎2階 町民活動支援室
- 3 出席者 (委員)
 - ・奥宮敏男 ・船村覺 ・太田宗隆 ・伊賀紀三郎 ・森野幸世
 - ・浜田泰子 ・谷本敬太 (欠席なし)(事務局)
 - ・宮本彰一 環境水道課課長 ・武内伸介 環境水道課副課長
 - ・高橋一夫 環境水道課主査
- 4 会議形式 公開(傍聴者なし)
- 5 会次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - (ア) 新料金(案)の概要と使用料試算について
 - (イ) 次回検討委員会の開催予定について
 - (ウ) その他
 - (3) 閉会
- 6 会議概要
 - (1) 開会 省略
 - (2) 議事 事項
 - (ア) 新料金(案)の概要と使用料試算について
 - <事務局>
 - ・「新料金(案)の概要」について説明した。
 - <委員長>
 - ・志和、浦分、興津地区についても今回の料金改定で統一するのか。
 - <事務局>
 - ・統一します。今後は、上水道事業として一つの会計で経営しますので、その中で料金が違うというのは考えづらい。
 - <委員>
 - ・基本的な水道料金の考え方を聞きたい。
 - <事務局>
 - ・経営の基本としては収支を安定させることが第1だと考えています。

<委員>

- ・ 前回の話で、8 m³以下の方の負担が大きいのではないかとの話があったが、それだけではない。たくさん使う人の中にも生活が苦しい人もいるのではないか。基本料金据置で20%改定の場合、納得する説明が出来ないのではないか。

<事務局>

- ・ 8 m³以下の方の中にもいろんな使用者がいますので、所得の高い人もいると思う。

<委員長>

- ・ 平均使用量は10から15くらいか。

<事務局>

- ・ 家庭用なら15~18 m³くらいになる。なお、8 m³以下の内訳ですが、使用量が0の方が30%、1~5が43%、6~8 m³の方が27% となっており、使用していない世帯が結構あるのではと思っています。それから考えると基本料金を考慮しなければいけない使用者の割合は少ないのではないかと考えています。

<委員長>

- ・ 井戸がある家庭は、水道は外に1栓だけで他は井戸をしているとか色々な使用形態があるから使用量だけでの判断は難しい。
- ・ 問題は、平均的な使用量の所で何パーセント上げるかということと、どのパターンにするかということか。

<事務局>

- ・ 平均的な使用量は、家庭用と営業用とは違いますが営業用は60 m³位で、家庭用とはパターンが違います。

<委員>

- ・ 営業用、農業用の用水での使用している方の話は特に聞いているか。

<委員長>

- ・ 農業用は打ち込み（井戸）で地下水の使用がほとんど。

<事務局>

- ・ 特には聞いてないが、使用量が多いのは病院等ではないか。

<委員>

- ・ 担当課としたら、どの案を採用したら見通しが立ちやすいのか。

<事務局>

- ・ 収入の安定の面を考えたら、一律13%ですね。

<委員長>

- ・ これで行くと総収入額は低くなるのか。

<事務局>

- ・ この差は計算上の差額です。

<委員>

- ・ 13%、一律の場合は、使用量の変化が出てきても差が出てこないのではないか。

<事務局>

- ・ 使用量の変化に対して一番安定しています。

<委員>

- ・行政が責任を持って説明するという事でこの案で行ったらどうか。

<委員>

- ・この案で決定すると一定の期間は上げれないのか。

<事務局>

- ・日本水道協会の算定要領等では5年位の期間での見直しは示されていますが、この収支計画で大きな変動が無ければ10年位は大丈夫な気がします。ただし、一般会計繰入金に従来通り繰入られると想定した話となります。

<事務局>

- ・この繰入金について、現町長とは協議しています。

<委員長>

- ・基準外繰入金について、国からの縛りがあるのではないかと。

<委員>

- ・現在、基準外繰入金に対してのペナルティーが発生するとは聞いていませんが、下水道事業等の任意摘要の公営企業に対し法適用に移行するように指導があり、この部分にたいしてはペナルティーが発生することがあります。

<委員長>

- ・他に質問はありませんか。

<委員>

- ・改定率、パーセントだけに目が行くのではないかと。

<事務局>

- ・それは、思います。表示の仕方を工夫します。

<委員長>

- ・最終的には、採決をおこないますか。

<事務局>

- ・13%に賛成の意見をいただけてますが、他の委員さんの意見が無ければ13%で行きたいと考えていますがどうですか。

<委員長>

- ・他に意見はありませんか。意見が無いようですので一律13%改定を委員会の結論にしたいと思います。

<事務局>

- ・一律13%の改定の意見をいただきました。意見をまとめまして委員皆様に確認していただいた後に、町長に回答したいと思います。

<委員>

- ・今後の日程は。

<事務局>

- ・回答をいただいた後に、条例案を意見公募にかけ、12月議会に提出予定です。

(3) 閉会

<委員長>

- ・今日の会で意見がまとまりました。お疲れでございました。それでは本日は、これで終了します。